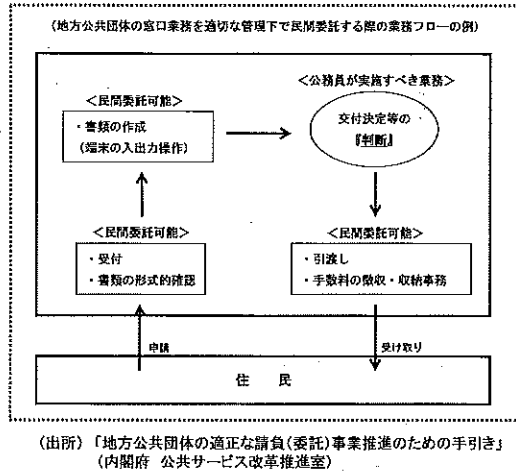


公共サービスの民間委託について
公共サービスを民間委託する場合の留意事項

○ 「手引き」等を参考に、以下の事項等に留意する必要

1. 請負（委託）契約締結時
 - ・ 民間事業者が独立して完了することができる業務を委託すること
 - ・ 委託する業務の範囲を明確化すること
2. 業務遂行時
 - ・ 地方公共団体は、民間事業者の労働者に対して、業務の遂行・労働時間等に関する指示等を行わないこと

○ 「手引き」のモデルを参考にすることが有益
 (例) 窓口業務の民間委託については、右図のとおり業務フローの例が記載されている

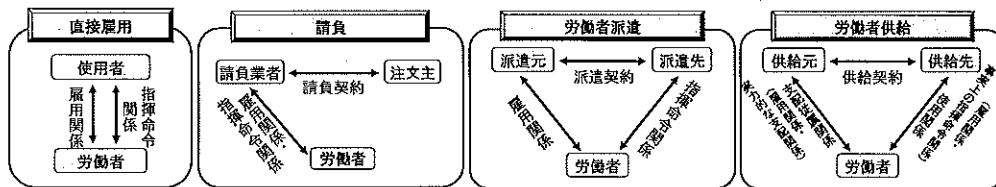


公共サービスの民間委託について
労働契約と指揮命令について

○ 労働契約関係と指揮命令関係は一致することが基本

1. 直接雇用する労働者に対して指揮命令を行い業務を遂行
2. 請負契約（その他契約の名目によらない）により、請負事業主がその労働者を指揮命令して業務を完了する

○ 労働契約関係にない労働者に指揮命令を行うには、労働者派遣法に基づく労働者派遣とする必要



※ 職業安定法の規定により、労働者供給事業は原則禁止されている。

(出典: 「先進的な取組を全国展開すすめるための公共サービスイノベーション・プラットフォーム」への厚生労働省提出資料 「公共サービスの民間委託について」)